

胎内市の賃借料情報

令和7年1月から令和7年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当り）は、以下のとおりとなっております。

賃借料単価	地目	地 区	ほ場整備	平均額	最高額	最低額	データ数	
円/10a	田	1	中 条	未整備	15,300	24,400	5,000	566
		2	柴 橋	整備済	20,000	26,000	9,400	44
				未整備	15,900	18,000	9,400	21
		3	本 条	整備済	22,500	23,000	18,000	12
				未整備	14,700	18,000	13,000	11
		4	乙	整備済	17,000	30,000	9,000	156
				未整備	14,800	30,000	5,000	180
		5	築 地	整備済	22,200	26,000	12,000	43
				未整備	22,300	26,000	17,200	30
		6	黒 川	整備済	15,700	20,000	5,000	73
				未整備	14,600	20,000	5,000	55
		7	鼓 岡	整備済	12,000	18,000	8,000	25
				未整備	8,700	16,000	5,000	119
	8	大 長 谷	未整備	11,500	20,000	10,000	41	
畑	5	築 地	未整備	10,000	10,000	10,000	39	

データ数の項目は、集計に用いた件数です。なお、対象数が5件未満だった場合は、データ不足として提示していません。また、金額は、四捨五入して100円単位としています。

農業委員会が提供する賃借料情報は、過去において実際に契約された賃借料より算出したもので、**今後の賃借料を定めたものではありません。**農地の賃貸借契約を締結する場合の参考資料としてご活用ください。

賃借料情報には土地改良費等が含まれている場合がありますので、農地の貸し借りをされる際には、賃借料情報を目安としつつ、水稻の収穫量やほ場条件、土地改良費の償還金、工事費借入償還金の負担等を勘案し、**最終的には当事者間の話し合いにより賃借料を決めていただけますようお願いいたします。**